

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事 村岡嗣政

## 準備書面2

2024年6月25日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 田 川 瞳

原告らは、本書面において、村岡知事による本件参拝が憲法に違法するものであることについて主張する。

## 第2 政教分離原則の意義

### 1 政教分離の原則

- (1) 憲法20条1項後段、同条3項、89条は、政教分離原則を定めている。日本国憲法において、政教分離原則が定められたのは、第日本帝国憲法の下では神道が事実上国教化され信教の自由が著しく侵害され民主主義が崩壊すると共に、2千万人以上と言われる死者を出す侵略戦争に至った歴史的経緯にかんがみ、国家と宗教が再び統合・融合し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（憲法前文）ために、政治と宗教との分離を求めることにより、信教の自由（宗教的人格権）を徹底して保障しようとするものである。

そして、政教分離規定は、当然に、特定の宗教を信じない自由、

特定の宗教を受け入れるよう働きかけられない自由、特定の宗教の布教や誘導を受けない自由、宗教的な意味付けや宗教的評価を加えられない自由を保障するものでもある。そのため、政教分離に反する行為を行うことは、個々の信教の自由及び思想良心の自由（憲法19条）を侵害する違法なものとなる。

そして、特定の行為が政教分離原則に反するか否かについて、目的効果基準に従って判断する場合においても、これらのことが考慮されなければならない。

- (2) 政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教との関わり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教との関わり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、その関わり合いが我が国の社会的文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものとされている（いわゆる目的効果基準）。そして、このような政教分離原則の意義に照らすと、憲法20条3項にいう「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教との関わり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるもの、すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意義の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである（最高裁昭和52年7月

13日大法廷判決・民集31巻4号533頁参照)とされている。

## 第2 本件参拝の違法性

### 1 被告の主張

被告は、村岡知事による本件参拝は、社会的儀礼であり政教分離原則に反しないから、違法ではないと主張し、その理由として、概要、①山口県の援護事業を受託している山口県遺族連盟による招待であり、多数の遺族が参列していることから、戦没者及び遺族に対する慰藉慰霊の意を表することが目的であること、②玉串拝礼は神職によるものではないと祭祀ではなく、村岡知事が行った玉串拝礼も式典に参加したものが式典の方式に従った拝礼を行うのが社会通念上、一般的な習慣であり、社会的儀礼の意味しかないこと、③挨拶において「英霊」などと称したことも神道に基づくものではなく、社会的儀礼の範囲であること、④村岡知事の本件参拝の目的は社会的儀礼の意図・目的であったことなどを挙げる。

しかし、被告の主張する理由は以下述べるとおり、いずれも失当であり、本件参拝は社会的儀礼とは言えず政教分離原則に違反する違法なものである。

### 2 慰霊大祭の招待者

- (1) 被告は、例大祭の招待者が山口県遺族連盟であることから、社会的儀礼であることの理由づけとしている。しかし、案内状(甲1)を見れば明らかなおろ、招待者は、山口県護国神社、山口県護国神社宗敬奉賛会、山口県遺族連盟及び英霊にこたえる会の連名であり、山口県遺族連盟は、招待者の一つに過ぎない。
- (2) 山口県護国神社は、宗教法人であって、憲法20条1項にいう宗教団体であることは明らかである。他の招待者である山口県護国神

社崇敬奉賛会は、山口県護国神社が山口県護国神社を維持するために立ち上げた組織であるから（甲 1 1）、憲法 8 9 条にいう宗教上の組織若しくは団体にあたる。英霊にこたえる会は、英霊顕彰、靖国神社等における戦没者の慰霊顕彰行事、靖国神社等における公式参拝の実現を目的とする団体であり（甲 1 2）、特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織又は団体であるから、憲法 8 9 条にいう宗教上の組織若しくは団体にあたる。そして、山口県遺族連盟は、「靖国神社への参拝」や「英霊の顕彰」といった活動を目的とした団体であり（乙 2）、特定の宗教的思想に基づく団体で、靖国神社及び護国神社の関連団体である。したがって、山口県遺族連盟を援護事業の委託先としていること自体、憲法上の問題が検討されなければならないが、本訴訟ではこの点は措いておく。

- (3) 例大祭の招待者は、山口県護国神社をはじめとする宗教団体または宗教上の組織若しくは団体が多数を占めており、山口県遺族連盟も特定の宗教的思想に基づく、靖国神社及び護国神社の関連団体である。
- (4) そして、神社神道においては、祭祀を行うことがその中心的な宗教上の活動であるとされているところ、例大祭及び慰霊大祭は、神道の祭式にのっとり行われる儀式を中心とする祭祀であり、各神社の挙行する恒例の祭祀中でも重要な意義を有するものと位置付けられているのは公知の事実であり、例大祭が山口県護国神社で行われ、これを執り行うのも山口県護国神社である以上、例大祭の主催者は山口県護国神社である。山口県による遺族援護事業の委託先である山口県遺族連盟が招待者に含まれているからといって、本件参拝が社会的儀礼となるわけではない。むしろ、社会通念に従えば、

これらの宗教団体及びその関連団体である招待者からの招待を受けて、村岡知事が例大祭に参加して行った本件参拝は、県が特定の宗教団体の挙げる重要な宗教上の祭祀にかかわりあいを持ったと評価されるもので、社会的儀礼に過ぎないと評価しているものとは考え難い。

### 3 本件参拝が「宗教的活動」であること

#### (1) 遺族への慰藉慰霊という社会的儀礼とは言えないこと

ア 被告は、慰霊大祭には多くの遺族が参列していることから社会的儀礼として参列していること、参列して戦没者及び遺族に対する慰謝慰霊の意を表していると主張している。

イ 被告のこの主張は、多くの遺族が参列していれば、参拝という行為が世俗化しており宗教的意義を欠き社会的儀礼であるという趣旨を含むものと考えられるが、慰霊大祭に参列している遺族の人数が明らかではない。また、山口県における戦没者及び遺族の人数も明らかではなく、慰霊大祭に参加した遺族が、山口県における遺族の多数を占めているのかも明らかではない。

ウ そして、仮に「多くの遺族が参列している」からといって、そのこと自体で本件参拝が社会的儀礼の目的であったということにはならない。明治維新以降国家と神道が密接に結び付き種々の弊害を生じたことにかんがみ政教分離規定を設けるに至ったなど憲法制定の経緯に照らせば、たとえ相当数の者がそれを望んでいるとしても、そのことゆえに、地方公共団体と特定の宗教とのかわり合いが、相当とされる限度を超えないものとして憲法上許されることにはならない。上記第1で述べたとおり、政教分離原則は、特定の宗教を信じない自由、特定の宗教を受け入れるよう働きかけられない自由、特定の宗教の布教や誘導を受けない自由、

宗教的な意味付けや宗教的評価を加えられない自由を保障するものであるから、神道を信仰しない戦没者の遺族にとって、本件参拝は近親者の追悼にあたって神道という特定の宗教を受け入れるよう働きかけるものである。

エ また、戦没者の追悼は、本件のように、特定の宗教団体が宗教施設において行う祭祀への参列、参拝という特定の宗教との特別の関わり合いを持つ形ではなく行うことができ、山口県主催の無宗教の方式での戦没者追悼式は行われていないが、現に山口県内では、複数の市が主催する、宗教施設以外での無宗教方式の戦没者追悼式が行われている（甲 1 3、甲 1 4）。村岡知事は、これらの追悼行事に参加しているのであるから（甲 1 5、甲 1 6）、戦没者及び遺族に対する慰藉慰霊はこれらの追悼式への参列により十分果たされており、これらの追悼式典に加えて護国神社の執り行う例大祭にあえて参列して参拝する必要性はない。そして、山口県が戦没者及び遺族に対する追悼を行うのであれば、山口県が主催して無宗教の追悼式典を行えばよい。実際に山口県内の複数の市が主催しそのような行事が行われており、また、他の県では、県主催で同様の式典が行われているのであるから、山口県においても、同様の式典を行い戦没者及び遺族に対して哀悼の意を表することは十分に実行可能である。

オ しかしながら、村岡知事は、山口県として、無宗教の戦没者追悼式などは行わず、山口県内で行われた市が主催する追悼式へ参加していながら、護国神社の行う例大祭に参加して本件参拝を行っているのであるから、本件参拝は、その効果として、神道のみを特別扱いしたもので、特定の宗教を援助、助長または促進する行為である。

(2) 玉串拝礼について

ア 被告は、神道の立場からは、神職以外の者が行う玉串拝礼は、神の奉仕ではなく、「祭祀の精神に基づき礼典化して行うものとされる」のであり、村岡知事の参拝及び玉串拝礼は、社会的儀礼の目的として行ったもので、式典に参加した者がその式典の方式に従って拝礼等を行うのが一般的であるから、村岡知事が本件慰霊大祭に参加して、玉串拝礼を行ったのは社会的儀礼の意味しか持たないと主張している。

イ しかし、神道の立場から神職以外の者が行う玉串拝礼が神への奉仕ではないとしても、護国神社という宗教施設において、参拝の一環としてなされる玉串拝礼という行為は、社会通念に従えば、宗教的意義をもつものであり、まさに山口県知事が宗教的活動を行なっていると評価するのが一般人の評価である。

ウ また、被告は、式典に参加した者はその式典の方式に従って拝礼等を行うのが一般的な習慣であると主張するが、社会通念上、宗教的な式典に参加した場合、その宗教の方式に従って礼拝等を行うことになることが容易に想定される。原告は、そのような社会通念からすれば、宗教的式典に参加した場合、一般人の評価からすれば宗教的活動に該当する礼拝等を行うことになり、そのような宗教的儀式に参加すること、本件では護国神社における例大祭に参列して、玉串拝礼を伴う参拝をすることは、政教分離原則に反していると主張しているのである。

エ 被告は、津地鎮祭訴訟及び箕面忠魂碑訴訟において、刈初めの儀や戦没者慰霊祭で玉串奉奠（玉串拝礼）が、いずれも社会的儀礼を行うという専ら世俗的な目的のためのものであるとして合憲と判断された旨を主張するが、津地鎮祭訴訟は市が主催し神式に

則り挙行された体育館の着工式が宗教的活動にあたらぬ、箕面忠魂碑訴訟は市の教育長が地元の戦没者遺族会が忠魂碑前で挙行した慰霊祭に出席した行為が政教分離原則に違反しないとそれぞれ判断したのであって、玉串拝礼が行われる式典への出席の全てが世俗的目的であると判断したのではない。したがって、これらの訴訟と本件は、式典が行われた場所等に大きな違いがあり、事案を異にする。

オ 加えて、山口県は、毎年、防府天満宮が主催する奉納清書展を後援し、受賞者表彰式にも山口県知事あるいはその代理が出席しているが、表彰式前に本殿で執り行われる奉告祭には、表彰式と同様に招待があるにもかかわらず、「政教分離の趣旨を踏まえ」、知事又はその代理は参列していない（甲17）。このことから、村岡知事には、玉串拝礼を伴う式典への参列は「宗教的活動」にあたることの認識がある。

(3) 村岡知事の挨拶が特定の宗教思想に基づくものであること

ア 被告は、挨拶の中で死者を「英霊」と呼んだことについて、式典での戦没者の呼称に習ったに過ぎず、これは社会的儀礼であると主張している。

イ しかし、「英霊」との表現は、明らかに靖国神社と護国神社の信仰あるいは思想に基づくもので、特定の宗教思想に基づくものである。山口県内で行われた戦没者の追悼式等の挨拶では、戦没者のことを「英霊」とは表現せず、神道以外の宗教においても使われる「御霊」との表現が使われている（甲13、甲14）。このことは、「英霊」との表現が、社会一般に靖国神社と護国神社という特定宗教を離れて、死者の魂を指す言葉として浸透していないことを示している。



ウ 靖国神社と護国神社が「英霊」という呼称を用いるのは、その特異な歴史観の現れである。すなわち、アジア太平洋戦争に至る大日本帝国の侵略行為を聖なる行為とする聖戦史観に基づくものである。しかしながら、こうした歴史観は、当然、日本国憲法とは相容れないばかりか、幾つもの仏教宗派、キリスト教教派においては、戦後、戦時中の自らの戦争協力の責任の反省と共に、大日本帝国の罪を表明しているところであり、従って、それらの信仰者にとって「英霊」という呼称は、受け入れ難いものである。

ウ そのような中で、靖国神社あるいは護国神社の思想に基づいた「英霊」との言葉を「式典での呼称に習っ」て、山口県知事が挨拶で述べるという行為は、山口県が特定の宗教団体である山口県護国神社と、相当とされる限度を超える関わりを持ち、山口県護国神社に対する、引いては靖国神社と護国神社を、援助、助長、促進する効果を有する行為である。村岡知事が、本件参拝を行い、このような挨拶を行うことは、他の信仰にある人々、あるいは靖国神社・護国神社の歴史観に同意しかねる人々にとっては、少なからず苦痛を与えるものであり、信教の自由を保障した憲法20条、思想良心の自由を保障した憲法19条に違反したもので、本件訴えがなされているのはその証左である。

#### (4) 村岡知事の主観

ア 被告は、村岡知事の本件参拝に対する主観が社会的儀礼の趣旨であったことから、本件参拝は社会的儀礼である旨を主張する。

イ しかし、村岡知事は、宗教団体である山口県護国神社が宗教施設である山口県護国神社において、恒例の祭祀中でも重要な意義を有する宗教上の祭祀である例大祭に参拝を求める旨の案内状を受け取ったうえで、例大祭に参加して実際に参拝をしているの

であるから、宗教的意義をもつものであり、たとえ戦没者及びその遺族の慰藉を直接の目的としてされたものであったとしても、世俗的目的で行われた社会的儀礼に過ぎないとは考えられないし、少なくとも、外形的にそのように理解することは困難である。

ウ また、村岡知事は、原告らから、本件参拝が宗教的意義を有することなどを理由に参拝の中止の要請を受けておきながら、宗教施設における参拝という宗教的活動を行っている以上、宗教的意図が全くなく、社会的儀礼という主観であったとの主張は失当である。

エ そして、いわゆる目的効果基準においては、行為者の主観は考慮要素の一つではあるものの、当該行為の一般に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念にしたがって、客観的に判断すべきとしているところ、護国神社という宗教施設において、玉串拝礼を含む参拝を行う以上、一般人からすれば宗教的意義があると評価されるものである。

#### 4 本件参拝が政教分離原則に反する違法なものであること

以上、述べたとおり、村岡知事は、山口県護国神社という宗教団体と関連団体からの「参拝」という目的で例大祭への招待を受け、山口県護国神社という宗教施設において、例大祭という宗教儀式に参加して、玉串拝礼を伴う参拝という宗教行為を行い、特定の宗教の思想に基づき「英霊」との表現をして、挨拶を行なった。村岡知事のこれらの行為は、一般人の評価として、宗教施設における参拝という行為は宗教的意義が強いと評価せざるを得ない。そして、村岡知事は、「英霊」との一般的に浸透していない表現を使って挨拶しており、これも相俟って、本件参拝によって、山口県が特定の宗教である山口県護国神社を特別扱いしているとの評価を与え、異なる信仰や思想にある

人々に苦痛を与えた。

したがって、本件参拝は、その目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為であり、山口県と神道との関わり合いが相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項にいう「宗教的活動」にあたる。

よって、本件参拝は、憲法19条及び20条に反する違憲・違法なものである。

以 上